



委員会等活動成果

国際関係委員会 欧州調査部会

“The Actuary”の記事紹介

Pick Up

英国アクチュアリー会月刊誌「The Actuary」2004年11月号から

2004年11月22日

EUにおける再保険指令 EU reinsurance directive

欧州委員会 (European Commission) は、2004年4月21日に再保険指令(Reinsurance Directive)の案を提起した。提起された再保険指令は、再保険会社を本国の規制当局によって監督する体制を構築し、EU全域でこれを有効にするというものである。The Actuary 11月号の記事ではこのEUの再保険指令の策定に向けた最近の状況についてレポートしている。

■ EUにおける再保険事情

現行のEUの保険指令(Insurance Directives)では、たとえ保険グループ内のものであっても再保険は規制対象とはなっていない。英国では金融サービス機構 (FSA: Financial Services Authority) により、再保険についても元受保険会社に対するものと同等の包括的な健全性規制 (prudential regulation) が提供されているが、その一方でEU内のほとんどの国では純粋な再保険事業に対する規制が全くない状況である。これは単一の金融サービス市場の形成を目指すEUの目的に相反するものである。また強固で一貫した規則がなければ、グローバルに展開する再保険会社は9・11のような事件が発生した際、元受会社にも波及的な影響を及ぼすことにもなりかねない。EUは再保険会社の相互承認 (mutual recognition) に関する世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) での交渉において不利な条件に置かれている。例えば、現状EUの再保険会社は米国での引受契約を保証するため、供託金 (trust funds) を設けることが要求されている。

■ 提起された再保険指令とその問題点

そこで今回、統一規制の構築を目指し、再保険指令案が提起された。今回の提案では、保険と再保険は同様に取扱われている。元受保険では保障事業と運用事業の性質を併せ持つ一方、再保険会社の事業は保障事業としての性質が色濃く、従って資本要件について保険会社に当てはまるものが再保険会社に当てはまるとは限らない。また、再保険会社は元受保険会社の場合と



異なり、再保険会社の支店は本国の規制のみに従うため、例えばドイツの再保険会社の英国支店は FSA ではなくドイツの規制に従うことになる。再保険指令の目的のひとつは世界貿易機関での交渉における EU の立場を強化することであったが、一般に EU 指令は普遍的な基準というより、最低基準を設定するものであり、各国の政府はこれに追加の要件を追加することができる。皮肉なことではあるが、再保険の取り扱いに関して政府が各国固有の規制を敷くことが許容されていることは、規制上の裁量 (regulatory arbitrage) を招くことになる。

■ EU におけるその他の規制動向との関連

国際会計基準は徐々にではあるが技術的準備金 (technical provision) の公正価値評価を目指している。その一方で、ソルベンシー II の資本要件の動向を受け、英国 FSA は既に個別資本評価 (individual capital assessments) の方向に向かっており、2004 年末には強制適用 (mandatory) になる予定である。再保険指令における資本要件を設定する際には、国際会計基準の発達や EU におけるソルベンシー II の資本要件の動向と整合的に進めるべきであろう。

原文をお読みにになりたい方は英国アクチュアリー会の HP をご覧下さい。

<http://www.the-actuary.org.uk/>

"EU reinsurance directive"